認証の詳細
＜転倒用保護具＞

－　目　次　－

１．工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表１　：製造設備基準

表２　：検査設備基準

表３　：型式区分（ロット認証と共通）

表４　：型式確認申請手数料

表５　：型式確認試験の委託検査機関

表６　：型式確認試験の有効期限

表７　：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表８　：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表９　：SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

２．ロット認証による SG マーク表示の場合

表１０：ロット認証の委託検査機関

表１１：ロット認証の申請手数料

表１２：ロット認証の SG マーク表示方法

１.工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表１：製造設備基準
登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
１．裁断加工設備	１．適切に裁断加工ができること。
２．樹脂成形設備	２．適切に成形成形ができること。
３．縫製設備	３．適切に縫製ができること。
４．組立設備 （１～４は当該製造工程を有する場合に限る。） ただし、裁断加工設備、樹脂成型設備、及び縫製設備で製造される部品の製造技術の状況により、製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって、製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。	４．適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。

表２：検査設備基準
登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
１．衝撃吸収性試験設備	１．対象層毎の質量のドロップストライカーを特定の高さから自由落下させ、転倒用保護具を装着した半球アンビルに落とす設備、及びその際に荷重計に伝達される力を測定できる又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。
２．強度試験設備	２．対象層毎の質量のドロップストライカーを特定の高さから自由落下させ、転倒用保護具を装着した半球アンビル

ただし、衝撃吸収性、強度試験については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行うと一般財団法人製品安全協会が認めた者に定期的に当該試験を行わせている者であっては、当該試験設備を備えることを要しない。	に落とす設備又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。

表３：型式区分（ロット認証と共通）
SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
用途	(1)　膝用 (2)　肘用 (3)　手のひら用
対象層	(1)　未就学児用 (2)　小学生用 (3)　中学生以上用

表４：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・申請手数料 国内検査機関の場合 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） 海外検査機関の場合、 22,000 円/型式（税抜 20,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名　一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 未就学児用のものに限る。 膝用　39,600 円（税抜 36,000 円） 肘用　39,600 円（税抜 36,000 円） 手のひら用　28,600 円（税抜 26,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。 別途、ホルムアルデヒド、食品衛生法は成績書が必要
	◆テュフズードジャパン株式会社 小学生用、中学生以上用のものに限る。 膝用　107,800 円（税抜 98,000 円） 肘用　107,800 円（税抜 98,000 円） 手のひら用　107,800 円（税抜 98,000 円）	

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表５：型式確認試験の委託検査機関
登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921　大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL.072-968-2226　FAX.072-968-2221	１セット（左右各１）/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。
	◆問合せ先：テュフズードジャパン株式会社 ＜コンシューマプロダクトサービス事業本部＞ 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 12F 電話　03-3372-4970 ◆サンプル送付先： TÜV SÜD Certification and Testing (China) Co., Ltd. Guangzhou Branch 住所　TUV SUD Testing Center, 6F, Building D1, No. 63 Chuangqi Road, Shilou Town, Panyu District, Guangzhou, Guangdong, China 511450 Phone：+86 15217456311	

表６：型式確認試験の有効期限
型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より３年間

表７：工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
表示位置	製品本体（タグ等を含む）に表示を印刷、刻印、押印、又は自社ラベルにＳＧマークを付加したものを貼付するものとする。または、取扱説明書等（外装を含む）に表示をするものとする。
協会支給ラベル方式	図１に示す協会支給ラベルを取扱説明書等（外装を含む）に貼付します。 台紙の寸法は 17mm×17mm です。 交付単位は 50 枚です。 ラベル下地は白色、マークは黒です。 図１　協会支給 SG ラベル 表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表８に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	製品本体の見やすい位置に図２に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。 なお、自社表示方式のみにしたい場合は、本体（タグ等を含む）または取扱説明書等（外装を含む）にトレース可能なロット番号等が付されていることを条件とする。 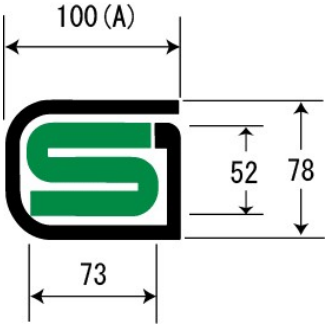 図２　自社表示

	寸法：Ａを 100 としたときの比率で表しておりＡは 5.0mm 以上 25.0mm 以下です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図２に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則１か月ごとに表示実績を報告してください。 このとき同時に表８の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。

表８：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク（SG ラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	税込　1.1 円/セット（左右各１） 税抜　1 円/セット（左右各１） ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名　一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表９：SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より３年間

２．ロット認証による SG マーク表示の場合

表１０：ロット認証の委託検査機関
ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	＜大阪事業所＞ 〒578-0921　大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL.072-968-2226　FAX.072-968-2221
	◆テュフズードジャパン株式会社
	問合せ先：テュフズードジャパン株式会社 ＜コンシューマプロダクトサービス事業本部＞ 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 12F 電話　03-3372-4970 サンプル送付先： TÜV SÜD Certification and Testing (China) Co., Ltd. Guangzhou Branch 住所　TUV SUD Testing Center, 6F, Building D1, No. 63 Chuangqi Road, Shilou Town, Panyu District, Guangzhou, Guangdong, China 511450 Phone：+86 15217456311

表１１：ロット認証申請手数料
ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。
ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

<table>
<tr><th>窓口</th><th>手数料</th><th>振込先</th></tr>
<tr>
<td>一般財団法人
日本文化用品安全試験所</td>
<td>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表５と同じ）

未就学児用のものに限る。
膝用　39,600 円（税抜 36,000 円）
肘用　39,600 円（税抜 36,000 円）
手のひら用　28,600 円（税抜 26,000 円）

※基準適合性検査を受けた後、最大６か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。

(2) 同等性検査（①＋②＋③）
① 税込　1.1 円/セット（左右各１）
税抜　１円/セット（左右各１）
② ロットの大きさ毎の額
<table>
<tr><th>ロット数</th><th>検査料</th></tr>
<tr><td>400 以下</td><td>11,000 円（税抜 10,000 円）</td></tr>
<tr><td>401～1,000</td><td>16,500 円（税抜 15,000 円）</td></tr>
<tr><td>1,001～4,000</td><td>22,000 円（税抜 20,000 円）</td></tr>
<tr><td>4,001～10,000</td><td>27,500 円（税抜 25,000 円）</td></tr>
<tr><td>10,001～20,000</td><td>38,500 円（税抜 35,000 円）</td></tr>
<tr><td>20,001～50,000</td><td>49,500 円（税抜 45,000 円）</td></tr>
</table>
③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</td>
<td>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>テュフズードジャパン株式会社</td>
<td>基準適合性検査（検査試料の数は表５と同じ）

小学生用、中学生以上用のものに限る。
膝用　107,800 円（税抜 98,000 円）
肘用　107,800 円（税抜 98,000 円）
手のひら用　107,800 円（税抜 98,000 円）

※基準適合性検査を受けた後、最大６か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。

(1) 同等性検査（①＋②＋③）
① 税込　1.1 円/セット（左右各１）
税抜　１円/セット（左右各１）
② ロットの大きさ毎の額
<table>
<tr><th>ロット数</th><th>検査料</th></tr>
<tr><td>400 以下</td><td rowspan="6">受注時に算出する</td></tr>
<tr><td>401～1,000</td></tr>
<tr><td>1,001～4,000</td></tr>
<tr><td>4,001～10,000</td></tr>
<tr><td>10,001～20,000</td></tr>
<tr><td>20,001～50,000</td></tr>
</table>
③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</td>
<td></td>
</tr>
</table>

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表１２：ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク（SG ラベル）は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
表示位置	製品本体（タグ等を含む）に表示を印刷、刻印、押印、又は自社ラベルにＳＧマークを付加したものを貼付するものとする。または、取扱説明書等（外装を含む）に表示をするものとする。
協会支給ラベル方式	図１に示す協会支給ラベルを取扱説明書等（外装を含む）に貼付します。 台紙の寸法は 17mm×17mm です。 交付単位は 50 枚です。 ラベル下地は白色、マークは黒です。 図１　協会支給 SG ラベル 表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表８に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。
自社表示方式 ※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。	製品本体の見やすい位置に図２に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。 なお、自社表示方式のみにしたい場合は、本体（タグ等を含む）または取扱説明書等（外装を含む）にトレース可能なロット番号等が付されていることを条件とする。 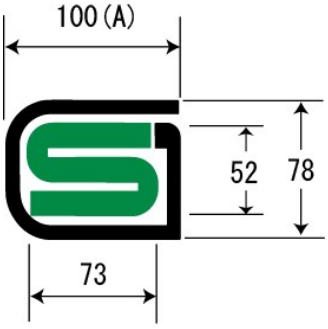 図２　自社表示

	寸法：Ａを 100 としたときの比率で表しておりＡは 5.0mm 以上 25.0mm 以下です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図２に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表８の手数料をお支払いください。

【作成・改正履歴】
2025/7/1：基準制定